

## 第1回羽島市空家等対策推進協議会 会議要旨

日 時	平成28年7月5日(火) 午前10時00分から午前11時15分まで
場 所	羽島市役所 本庁舎第1会議室
出 席 者	<p>委員</p> <p>羽島市長 松井 聡</p> <p>民選委員</p> <p>羽島市民生委員・児童委員協議会副会長 後藤 聖子</p> <p>岐阜県弁護士会副会長 竹中 雅史</p> <p>岐阜県空家等総合相談員</p> <p>岐阜県空き家管理業協会会長 高橋 邦一</p> <p>岐阜県空家等総合相談員</p> <p>岐阜県不動産コンサルティング協会 会長 名和 泰典</p> <p>羽島市社会福祉協議会</p> <p>福祉活動専門員 岩田 詩織</p> <p>羽島市役所 都市計画課 建築担当課長補佐 野村 匡央</p> <p>事務局</p> <p>市民部長 橋本 隆司</p> <p>生活交通安全課長 林 憲</p> <p>生活交通安全課 課長補佐 浅野 貴久</p> <p>生活交通安全課 主事 中村 秀明</p>
要 旨	<p>開会</p> <p>松井市長あいさつ</p> <p>羽島市空家等対策推進協議会に、有為の皆様の参加を賜りまして、深く御礼申し上げます。市内には779の空き家と思わしきものが点在している。国においては固定資産等の税情報を空家対策に利用するなど、抜本的な改正があり、先進事例が見られる地域も存在する。今後の人口減少時代において、羽島市でも人口減少が心配されているところであり、市独自の空家対策の法制度の見直しが必要である。委員の皆様に関達なる議論をお願いする。</p> <p>委員長の選出</p> <p>名和委員が推薦を受け、委員長に選出される。</p> <p>委員長あいさつ</p> <p>空家は個人の所有であるため、行政はなかなか踏み込むことが難しいので、官民一体となった対策が必要。特定空家だけではなく、使える空家を利活用し、空家になろうとしている空家予備軍の対策が必要である。</p> <p>議題1 羽島市空家等対策計画の策定について</p> <p>計画の内容については事前に各委員に説明済みのため、直ちに意見を求める。</p>

「第1章 空家等に関する対策の実施に関する基本的な方針」から「第7章 所有者等による空家等の適切な管理の促進」(p 2～p 52)までについては意見なし。

「第8章 空家等及び除却した空家等の敷地の活用の促進」(p 53～p 56)について

委員

p 54、8-2 空家等の再利用の促進 図表37があるが、現在社会福祉協議会でモデル事業として通所型Bという事業があり、公民館、コミセンで行っている。リフォーム費の問題はあると思うが、空家があれば家から少し歩いた場所にそのような事業ができる施設として使えば介護予防につながるため、空家の活用法として考えていただきたい。

「第9章 特定空家等に対する措置その他の対処」から「第13章 継続的な事業評価と見直し」(p 57～p 66)までについては意見なし。

羽島市空家等対策計画は一部修正『図表37に「高齢者・障害者支援」利活用の例示として「介護通所施設、介護予防施設等」を追加』で承認。

議題2

(仮称)羽島市空家等対策条例の制定について

- ・対象の拡大目的として、空家等対策特別措置法から外された「防犯」を入れることを検討する。
- ・市、市民、事業者の責務を組み込むことを検討する。
- ・緊急措置や代執行まで時間がかかり、人命、身体、財産に危害が及ぶ可能性がある場合は所有者の負担で市が最小限の措置を行うことができることを可能にしたり、空家のはずなのに窓が開いているなど、放置しておくとならば保安上支障がある場合の軽微な措置として、市の立ち入りを可能にすることを検討する。
- ・自治会が所有している個人情報について、個人情報を自治会長が市に提供してよいこととすることを検討する。
- ・固定資産税の情報について、法律の定めに加え、建築年、評価額などの情報の取得を可能とすることを検討する。
- ・隣地所有者情報の照会について、緊急措置等で隣地に立ち入る必要がある場合、その許可を得るため隣地所有者の情報の取得を可能とすることを検討する。
- ・災害時において、人命救助を効率的にするため、空家等登録台帳を公開可能とすることを検討する。

議事終了

次回の会議は9月ごろの予定。

閉会